

諮問第 58 号

地域安全まちづくり審議会

犯罪被害者等支援に関する計画について（諮問）

犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例（令和 5 年兵庫県条例第 15 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく「犯罪被害者等支援に関する計画」を定めたいので、諮問します。

令和 5 年 8 月 24 日

兵庫県知事 齋藤 元彦

